

東京都運輸事業振興助成交付金交付要綱

平成13年4月1日
13都市施調第195号
改正 平成23年12月13日
23都市基調第750号
改正 平成24年3月5日
23都市基調第1036号
改正 平成25年5月22日
25都市基調第179号
改正 平成28年4月1日
28都市基調第66号

(目 的)

第1条 この要綱は、運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）に基づき、東京の交通問題の解決に資し、都民の利便性及び安全性の向上を図るために、公共輸送機関としてのバス及びトラック事業の整備改善を実施する事業者に対して行う運輸事業振興助成交付金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(交 付 対 象 事 業)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、別表に掲げる事業とする。

(交 付 事 業 者)

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付事業者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、運輸事業振興助成交付金事業に必要と認めるときは、都は新たな対象者を選定することができる。

- (1) 一般社団法人 東京バス協会
- (2) 東京都交通局
- (3) 八 丈 町
- (4) 三 宅 村
- (5) 一般社団法人 東京都トラック協会

(委 員 会 の 設 置)

第4条 交付事業者のうち、一般社団法人東京バス協会及び一般社団法人東京都トラック協会は、交付事業を適正に行うため、知事と協議の上、事業の性格又は必要に応じ、関係者及び都民代表としての学識経験者等による委員会を設置しなければならない。

2 委員会は、交付事業者の諮問に応じて、交付事業の事業実施計画（基金の運用又は取崩しにより執行する事業にあっては、当該事業に係る基金運用又は取崩し計画をいう。以下同じ。）を審議する。

(交 付 事 業 の 執 行)

第4条の2 交付事業者は、知事が承認した事業実施計画に基づいて事業を執行しなければならない。この場合において、委員会を設置した交付事業者に係る交付事業は、次に定めるところにより執行しなければならない。

- (1) 交付事業の事業実施計画は、委員会に諮問しなければならない。
- (2) 委員会の答申を得て作成した事業実施計画は、知事の承認を受けた後執行することができる。

- 2 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他の必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告を受けたときは、当該報告事項を調査し、交付事業者 にその処理について適切な指示をするものとする。

(交 付 金 の 額)

第5条 交付金の額は、次の算式により算定した額を限度とする。

$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$ (徴税費率)

A：当該年度の軽油引取税収入見込額

B：自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合

C：交付対象者に係る交付割合

$e / (a + b + c + d)$

a：営業用バスの標準軽油使用量×営業用バスの登録台数

b：営業用トラックの標準軽油使用量×営業用トラックの登録台数

c：自家用バスの標準軽油使用量×自家用バスの登録台数

d：自家用トラックの標準軽油使用量×自家用トラックの登録台数

e：営業用バス又は営業用トラックの標準軽油使用量×交付対象者に係る営業用バス又は営業用トラックの登録台数

D：運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年9月26日総務省、国土交通省令第1号）第2条に基づき総務大臣が定めるもの

(交付金の交付の申請)

第6条 交付事業者は、交付金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による申請書及び関係書類を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請に係る交付事業が適正であると認めたときは、速やかに交付金の交付を決定し、その旨を別記第2号様式により交付事業者 に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

(交付金の交付の条件)

第8条 知事は、前条の規定に基づく交付の決定に当たって、交付金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

- 2 交付事業者は、前条の規定により通知された交付の決定の内容及び前項の規定により付された条件に異議があるときは、申請の撤回をすることができる。この場合においては、交付金の交付の決定の通知を受けた日から14日以内に理由書を添えて知事に申し出なければならない。

(申請内容の変更)

第9条 交付事業者は、交付金の交付の決定の通知を受けた後において、交付事業の内容又は交付事業に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表交付対象事項の欄に掲げる1から9までの事項に要する経費のいずれか少ない額の20パーセントを超えない流用である軽微な変更については、この限りでない。

(状 況 報 告)

第10条 交付事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、交付事業の遂行状況（バス事業者又はトラック事業者によって構成される全国を単位とする公益法人に対する出捐による事業の遂行状況を含む。）に関し、別記第4号様式による状況報告書その他の関係書類を提出しなければならない。

(交付事業の遂行命令等)

第11条 知事は、前条の報告書等により、その者の交付事業が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該交付事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、交付事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該交付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定により交付事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、交付事業者が当該交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに取らないときは、第16条第1項の規定により当該交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実 績 報 告)

第12条 交付事業者は、交付事業が完了したときは、速やかに別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定により報告を受けた場合には、実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る交付事業の成果が交付金の交付の決定の内容（第9条の規定による承認又は第16条第1項の規定による変更をした場合には、その承認又は変更した内容を含む。）及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定によるほか、交付事業者に交付すべき交付金を概算により交付することができる。

3 前項の規定により概算によって交付金を交付された交付事業者は、事業完了後速やかに別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の報告が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、概算によって交付した交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

5 知事は、既に概算により交付された交付金が前項の確定額を超えて交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

6 前項の交付金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

(支 払 の 請 求)

第14条 交付事業者は、交付金の全部又は一部について精算払又は概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による精算払請求書又は第7号の2様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(精 算 書)

第15条 交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けたとき

は、別記第 8 号様式による精算書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第 16 条 知事は、次に掲げる場合には、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) この要綱により、知事が行った交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他の命令に違反した場合

(2) 交付事業者が交付金を交付事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付金の交付の決定後生じた事情の変更等により交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認められる場合

2 知事は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当することにより、第 2 項の規定に基づき交付金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額につき、年利 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金の納付を併せて命ずるものとし、納付の期限及び延滞金については、第 13 条第 6 項の規定を準用する。

(財産管理)

第 17 条 交付事業者は、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産処分制限)

第 18 条 交付事業者は、取得財産等を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は交付金の交付の目的に反して使用しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(交付金の経理)

第 19 条 交付事業者は、交付事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 交付事業者は、交付事業の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、収支簿とともに交付事業完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(関係帳簿の調査)

第 20 条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者の交付事業についての関係帳簿、書類等を調査することができる。

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この交付金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

交 付 対 象 事 項
1 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 2 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業 3 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 4 特定運輸事業の適正化に関する事業 5 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 6 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業 7 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。） 8 全国を単位とする一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された社団法人であつたものに限る。）であつて、1から7までに掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業（当該一般社団法人が当該出えんを行う者を社員とする場合に限る。） 9 1から8までに掲げるもののほか、特定運輸事業の振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの